

議案第 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年(2022年)12月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6) (略) 3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6) (略) 3・4 (略)</p>

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)新旧対照表(第2条による改正関係)

※この新旧対照表については、第1条の規定による改正後の宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)を現行として作成しています。

現行	改正案
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正概要

改正内容

国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、市議会議員の期末手当の支給月数を、令和4年度12月期は0.05月引き上げ1.675月とし、令和5年度以降は、引き上げ分を6月期と12月期に振り分け、それぞれ1.65月とする。

支給月数

	令和4年度 (月)		
	現行	改正後	増減
6月期 (国)	1.625 (1.625)	1.625 (1.625)	- (-)
12月期 (国)	1.625 (1.625)	1.675 (1.675)	+0.05 (+0.05)
年間計 (国)	3.25 (3.25)	3.3 (3.3)	+0.05 (+0.05)

	令和5年度以降 (月)
	改正後
6月期 (国)	1.65 (1.65)
12月期 (国)	1.65 (1.65)
年間計 (国)	3.3 (3.3)

# 特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

## 1 月例給の改定【令和4年4月から改定】

一般職の職員に準じ、秘書官の最低号俸の俸給月額を500円引上げ

※ 内閣総理大臣等の俸給月額については改定なし

## 2 特別給(ボーナス)の改定【令和4年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて改定  
年間3.25月分 → 3.30月分(0.05月分引上げ)

※ 秘書官の特別給は、法律上、「一般職の職員の例による」とされている

## 3 施行期日

公布の日（一部の規定は令和5年4月1日）